

八幡浜地区施設事務組合特別養護老人ホーム青石寮職員 衛生管理規程

〔平成7年 3月31日〕
規程 第 1 号

改正 平成21年 8月25日規程第 2号

(趣旨)

第1条 この規程は、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、職員の健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するため、必要な事項を定めるものとする。

(所属長の責務)

第2条 所属長は、快適な職場環境の実現を通じて、職員の健康を確保するよう努めなければならない。

(職員の責務)

第3条 職員は、所属長及び衛生管理者等が法令及びこの規程に基づいて講ずる健康の確保並びに快適な職場環境の形成のための措置に、誠実に従わなければならない。

(衛生管理者)

第4条 組合長は、法第12条第1項の規定に基づき衛生管理者を1人選任する。

2 衛生管理者は、法第10条第1項に定める業務のうち衛生に係る業務を行う。

(産業医)

第5条 組合長は、法第13条の規定に基づき産業医を選任する。

2 産業医は、労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。）第14条第1項及び第2項並びに第15条第1項に定める業務を行う。

(衛生委員会の設置)

第6条 組合長は、法第18条第1項の規定に基づき、八幡浜地区施設事務組合特別養護老人ホーム青石寮衛生委員会（以下「委員会」とい

う。)を置く。

(委員会の組織)

第7条 委員会は、7人の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

(1) 施設長

(2) 衛生管理者

(3) 衛生に関し経験を有する職員の中から組合長が指名した者

3 組合長は、前項に規定する職員のほか、産業医を委員として指名することができる。

4 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(委員会の業務)

第8条 委員会は、法第18条第1項に定める事項について調査審議し、組合長に意見を述べるものとする。

(委員会の委員長)

第9条 委員会に委員長を置き、第7条第2項第1号に定める者である委員をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

(委員会の会議)

第10条 組合長は、規則第23条の規定により、委員会を開催しなければならない。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、庶務係において処理する。

(委員会の運営)

第12条 第6条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員会が定める。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、職員の衛生管理について必要な事項は、組合長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 1 年規程第 2 号）

この規程は、公布の日から施行する。